

令和4年4月18日
子家発0418第1号

各都道府県知事、市（区）町村長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等
の徹底について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童虐待事案への対応については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）等の関係法令や関連通知等に基づき、対応していただいているところであるが、児童相談所及び市区町村における虐待相談対応件数が増加するとともに、重大で痛ましい虐待死事案が後を絶たず、より一層、関係者が適切に連携して対応していく必要がある。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において、死亡事例等の重大事案をこれまで検証し、昨年度まで第17次にわたり報告書を発表しているが、その中でも、子ども虐待による死亡事例等に係るリスクの一つとして、保護者の交際相手を含め、家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があったことを挙げている。また、昨今の重大で痛ましい虐待死事案においても、保護者の交際相手による加害の実態や当該加害を放置する保護者のネグレクト等が指摘されている。

については、本通知において、保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、児童の養育に一定の関与がある者（以下、本通知において「交際相手等」という。）を含め、児童虐待対応における調査・指導等の運用について、その取扱いを下記のように示し、通知するので、改めてその対応を徹底いただくようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である。

また、本通知については、警察庁生活安全局人身安全・少年課と協議済みであることを申し添える。

記

第一 交際相手等への児童相談所及び市区町村の対応について

(1) 児童虐待防止法の保護者の定義と交際相手等が保護者に該当する場合の調査・指導等

児童虐待防止法第2条において、「保護者」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの」と定義されている。

「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日付け児企発第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）においては、同条の「保護者」の解釈について、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護、保護している場合の者をいう。そのため、親権者や未成年後見人であっても、子どもの養育を他人に委ねている場合は保護者ではない。他方で、親権者や未成年後見人でなくても、例えば、子どもの母親と内縁関係にある者も、子どもを現実に監護、保護している場合には保護者に該当する旨、記載している。

また、同手引きにおいて、同条の「現に監護する」については、「必ずしも、子どもと同居して監督、保護しなくともよく、その子どもの所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると認められるものであれば、保護者に該当し得る」旨、記載している。

これらのおり、児童との血縁関係や児童の親との婚姻関係がないなど児童と法律上の親子関係がない者でも、「保護者」に該当する場合があるところであり、例えば下記の①から③までの者であって、上記のように子どもを現実に監護、保護している者は保護者に該当し得ると考えられるので、児童の養育の実態に鑑みて適当な調査・指導又は支援等を行う必要がある。具体的には、都道府県においては、交際相手等に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第1号に基づく訓戒及び誓約、同項第2号に基づく指導の措置をとること等が考えられる。

- ① 児童との親子関係はないが、ほとんど同居といえる実態があり、児童の養育に一定の関与がある者
- ② 児童との親子関係はないが、週に数日間や日中のみ・夜間のみなど、定期的に児童のいる家庭に滞在し児童の養育に一定の関与がある者
- ③ 児童との親子関係はない親戚等であって、週に数日間や日中のみ・夜間のみなど、定期的に児童を預かるなどにより児童の養育に一定の関与が

ある者（保育事業等により業として児童を預かるもの等を除く。）

その際、交際相手等からの虐待が疑われるなど家庭への介入が必要な場合には、必要に応じ、下記（３）の留意事項に掲げる事項に記載された対応等を行うようお願いする。

（２） 実親など保護者のネグレクトへの対応の際の交際相手等への対応

交際相手等が保護者に該当しない場合でも、例えば、交際相手等から児童に対して虐待が行われているがそれを実親など保護者が制止しない等の場合、児童虐待の分類としては「保護者以外の同居人による身体的虐待及び性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置をした」として、実親など保護者による「ネグレクト」となる。このようなケースにおいては、実親など保護者に対して児童福祉法第 27 条に基づく調査・指導等の措置を適切に講じることがもとより、その措置の一環として、当該保護者に該当しない交際相手等に対しても、当該児童の安全確保の観点から、必要に応じ、下記（３）の留意事項に掲げる事項に記載された対応等を行うようお願いする。

（３） 対応の際の留意事項

（１）又は（２）の場合には、下記の点に留意していただきたい。

<留意事項>

- 児童や親権者等の居所に訪問した際に交際相手等がいた場合には、必要な調査ができるよう名前や住所等の確認とともに、児童や親権者等との関係性等当該家庭への関与の実態把握ができるよう積極的にコミュニケーションに努めること。
- 交際相手等が当該家庭に訪問している時間帯等が不明な場合など交際相手等との接触が難しい場合には、例えば、以下の方法で調査することも考えられること。これらの調査にあたっては、生活保護部門や警察など、支援対象の家庭に別の側面に関わっている関係機関への照会等を行うなどにより連携して対応すること。
 - ・ 民生・児童委員、主任児童委員への調査依頼
 - ・ 近隣住民への確認
 - ・ 戸籍照会、児童相談所（居住地の児童相談所を含む。）に過去分も含めたケース記録の確認、警察等への確認
 - ・ 実親等の了承のもと、賃貸契約の確認

また、親族、近隣・知人、子どもの所属機関等家庭内の状況を知る者からの通告や情報は、客観的な当該家庭の情報として重要であり、具体的な情報把握に

努めること。近隣住民への聞き取り等を行う場合は、個人情報保護し、調査対象者に関する無用な風評を招かないよう方法に配慮して行うこと。

- これらの結果、交際相手等から児童に対する虐待が行われているおそれがある場合には、交際相手等に対してその事実関係を確認し、虐待が行われていると認められる場合には、直ちに虐待をやめるよう指導し、児童の安全確保のため必要があるときは、躊躇なく一時保護その他の必要な対応を行うこと。

(4) 保護者以外の者による虐待事案に係る事案の実態に即したアセスメント

児童に対して虐待が行われているが、虐待者が交際相手等であって保護者に該当せず、児童虐待の分類としては「保護者以外の同居人による身体的虐待及び性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置をした」等として、実親など保護者による「ネグレクト」とされるケースが存在する。そのようなケースのアセスメントにおいては、児童に対し実際に行われている加害行為の実態に鑑み、例えば交際相手等による暴行により身体に傷や痣等があれば保護者が行う身体的虐待に準じて取り扱い、リスク評価を引き上げるなど、交際相手等による加害行為の実態も勘案した上で、個々の事案の実態に即したリスク評価を徹底する必要がある。

その際、交際相手等が調査に応じない、児童相談所等の職員との接触を拒絶する等の場合も考えられるが、その状況自体がリスク評価を引き上げるべき要素であることを認識し、適切なリスク評価のもと、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）のケースへの追加や個別のケース会議の頻繁な開催、児童相談所への送致など、関係者間で連携して対応いただきたい。

上記の様態調査のほか、社会的な支援、親族等から孤立していないかを確認し、適切にリスク評価する必要がある。例えば、児童の親権者が別居・離婚した場合、児童が別居・離婚前の親族と現に交流している場合なども考えられることから、必要に応じて、保護者や児童等からの聞き取りを行うことが重要である。また、児童の親権者が別居・離婚し、児童が別居・離婚前の親族と面会交流が無い場合や地域との繋がりが無い場合等には、社会的な支援、親族等から孤立している可能性もあるため、実態に応じ、適切にリスク評価を行う必要がある。

(5) 交際相手等の実情に応じた警察等との連携

児童虐待の防止や児童の安全確保のため、児童相談所や市区町村等と警察との連携は極めて重要であり、現在「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

以下「緊急総合対策」という。)等に基づき、警察との情報共有を推進しているところである。したがって、交際相手等の実情に応じ、下記のような警察との連携を進めていくよう、適切な対応を講じていただきたい。

① 警察が保有する交際相手等に関する情報の照会

昨今発生している児童の保護者の交際相手等による虐待事案に鑑みると、児童相談所及び市区町村において児童の保護者の交際相手等の情報を速やかに把握することが重要である。

都道府県警察は、児童虐待防止法第 13 条の 4 に基づき、市町村長、児童相談所長等から児童虐待に関して「当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは」、児童虐待の事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由がある場合など一定の要件の下にこれを提供することができることとされている。

したがって、児童相談所及び市区町村は、児童虐待の蓋然性が認められる場合には、交際相手等の情報についても各都道府県警察に対して照会することが可能であるため、積極的に連携して対応されたい。

② 児童相談所及び市区町村による調査・指導の際の警察への援助要請等

立入調査は、児童虐待防止法第 9 条第 1 項に基づき、「児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき」に行うことが可能である。また、子ども虐待対応の手引きにおいても、「保護者等に接近する手立てがなく、かつ子どもの安全確認ができないときには、立入調査、臨検・捜索等を行わなければならない。ただ、そのような場合であっても、本章 3 で例示されている各種の接近方法とどちらを採用すべきかは、子どもの置かれた状況の危険性や関係者からの情報などを総合的に勘案して決めること。」とされている。

これらに基づき、児童虐待を防止し、児童の安全を確保するため、当該立入調査についても積極的に活用していただくようお願いする。

その上で、児童相談所においては、このような立入調査等を行う場合、子どもの安全確認及び安全確保に万全を期する観点から必要があると認めるときには、保護者であるかないかを問わず、交際相手等への対応においても、必要に応じて、児童虐待防止法第 10 条に基づき、警察署長に対する援助要請を行うことができ、警察官が調査・指導の際に同行する等の対応が可能であることから、子どもの安全を最優先に適切に対応されたい。

また、市区町村は、児童虐待防止法第 10 条の援助要請を行う主体ではないが、交際相手等への指導等を行う場合において、子どもの安全確認及び安全確保に万全を期する観点から必要があると認めるときには、急を要する場合を除き、児童相談所長による児童福祉法第 33 条に基づく一時保護等の

措置も念頭に置き、児童相談所との事前協議や情報共有等の連携を図りつつ、管轄する警察署に対し警察官の同行を依頼するなど、子どもの安全を最優先に適切に対応されたい。

第二 児童相談所及び市区町村から警察への情報提供の徹底及び協定等の締結の推進について

児童虐待への対応に当たって、児童相談所及び市区町村と警察との連携については、緊急総合対策を踏まえ、「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成30年7月20日付け子家発0720第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）、「警察との情報共有に関するFAQ（自治体向け）」の送付について」（平成30年11月27日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡）等により示しているところであり、改めてではあるが、児童相談所及び市区町村は、警察との間で以下アからウまでの情報の共有を徹底されたい。

ア 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる事案等に関する情報

イ 児童相談所が通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報

ウ アの児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

この点、「警察との実質的な情報共有による連携の強化」（令和4年3月2日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡）に基づき、アからウまでの情報のうち、特にリスク要因があると判断される事案については、警察とともに虐待行為のエスカレートや再発に係るリスク要因を点検するなどして情報共有を実質的なものとするよう、改めてお願いする。

また、現在全ての児童相談所設置自治体と警察との間で、情報共有の範囲、実施方法等について、協定の締結等書面での取り決めを行っているものと承知しているが、市区町村においても児童虐待事案に係る児童及び家庭への対応を円滑に行うための情報共有が行われるよう、その方法について、管轄する警察署と協議して協定等の書面で取り決めるなどにより、積極的な連携に努めていただくようお願いする。

第三 その他の児童虐待事案への対応の徹底について

(1) 要対協の実効性の確保について

要対協の在り方として、支援を要する個々の事案が確実に関係者間で議論され、児童相談所も含めた関係機関で情報共有と支援・介入の見立てを行う必要がある。

厚生労働省において要対協の実効的な在り方を検討する調査研究を令和4年度に実施する予定であるが、市区町村におかれては、要対協に登録されたケースについて、児童相談所と市区町村の間でお互いに相手のより積極的な関与を期待しながら対応の整理がされていない事案等がないか確認していただくなど、関係者間で必要な調整を行っていただきたい。

(2) 医師や弁護士の配置と関与

本年4月から、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）の一部が施行され、児童相談所において、

- ・ 医師の配置
- ・ 常時弁護士の配置又はこれに準ずる措置

が義務化された。

児童虐待の事案が複合的かつ複雑となる中、これら専門職の関与がその事案の内容に応じて重要となる。例えば、事案の内容によっては、児童福祉司等が児童相談所の医師とともに親権者等や児童と面談して医学的見地から児童の態様を確認することや、2ヶ月を超える一時保護の際の家庭裁判所の審判その他の法律関係業務に弁護士による対応や弁護士の助言を求めることなどが考えられる。

これまでも連携に取り組んでいただいていると考えるが、法改正を機により一層の専門職の関与による児童虐待防止の取組を図られたい。

なお、「虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について」（令和4年3月31日子家発0331第5号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、令和4年4月より虐待による乳幼児頭部外傷事案について、各学会から近隣等の医師を紹介いただき、児童相談所が医学的助言やセカンドオピニオン等を求めることができる運用を開始しているので、積極的に活用いただきたい。